

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の  
提出を求める公示

平成19年6月18日

近畿地方整備局

大和川河川事務所長 藤井 政人

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、亀の瀬地すべり地の概成判定に関して、現況斜面の安定度確認及び河道掘削が地すべり斜面に与える影響検討を行うとともに、概成判定等に向けての関係資料の整理・作成を行うことを目的とするものであり、数多くの地すべりの概成判定の実態を把握し、地すべり機構解析や安定度評価に関する専門的な技術と高度な知識を有し、複雑な移動機構を示す亀の瀬地すべり特性や地域特性を熟知している必要があることから、(財)砂防・地すべり技術センター(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名	平成19年度亀の瀬地すべり概成判定検討業務	
(2) 業務内容	計画準備	1式
	現況安全率の検討	1式
	概成判定資料整理	1式
	河川改修計画の影響検討	1式
	地震影響検討	1式
	報告書とりまとめ	1式
(3) 履行期限	平成20年3月20日	

3. 業務目的

本業務は、亀の瀬地すべり対策事業に関し、概成判定に向けた基礎資料として現況地すべり対策工事最終施設配置に基づき亀の瀬地すべりの各ブロックの現況安全率を算出するとともに、亀の瀬地すべりの安定度を評価することにより大和川河川改修計画による河道掘削が地すべりに与える影響を検討するものである。併せて、概成判定にかかる資料の整理を行うものである。

#### 4. 応募要件

##### (1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

###### 1) 基本的要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

###### 2) 技術力に関する要件

砂防行政に精通し、地すべり対策事業に関する調査、計画、設計、施工、維持管理全般にわたって、総合的に調査検討結果の評価ができる十分な技術力を保有していること。

斜面安定度の評価に関する総合的かつ専門的な知識を有していること。

数多くの地すべり対策事業の概成判定に携わった実績を有し、判定に必要な専門的な知識を有していること。

###### 3) 業務執行体制に関する要件

本業務を執行するために必要な(2)で規定する「資格要件」「業務実績」を有する技術者が適正に配置可能なこと。

###### 4) 業務実績に関する要件

平成14年度以降に、業務が完了し、引き渡しが進んでいる業務で、下記に示される同種業務等の実績を元請けとして有していること。

同種業務：国の機関の発注による地すべり対策事業の概成判定に関する業務

類似業務：地方公共団体の発注による地すべり対策事業の概成判定に関する業務

##### (2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

###### 配置予定管理技術者

###### ・資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士（総合技術監理部門）を有する者

イ) 技術士（建設部門）を有する者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、13年以上の実務経験を有する者。

ウ) R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋部門）を有する者。

エ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、砂防事業に関する業務経験が20年以上あり、その内、統括管理を2年以上経験した者。

###### ・同種業務の実績

平成14年度以降に、業務が完了し、引き渡しが進んでいる業務で、下記に示される同種業務等の実績を有している者。

同種業務：国の機関の発注による地すべり斜面の安定度に関する業務

類似業務：地方公共団体の発注による地すべり斜面の安定度に関する業務

#### 5. 手続等

##### (1) 担当部局

〒583-0001 藤井寺市川北3-8-33

国土交通省近畿地方整備局 大和川河川事務所

経理課 契約係

電話：072-971-1381（代）（内線224）

FAX：072-971-1460

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成19年6月18日から平成19年6月28日まで

（土、日曜日及び祝日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで）

交付場所 (1)に同じ。

提出方法 手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限 平成19年6月28日16時00分

提出場所 (1)に同じ。

提出方法 持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出  
予定期限：平成19年7月24日16時00分

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コン  
サルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5.  
(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者  
として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提  
出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

7. Summary

(1) Subject matter of service:

The investigation of judgement on completing Kamenose landslide countermeasures of t  
he 2007

(2) Time-limit to express interests:

4:00 P.M. 28 June 2007

(3) Contact point for documentation relating to proposal:

Yamatogawa river office, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land,  
Infrastructure and Transport, 3-8-33, Kawakita, Fujiidera-city, 583-0001, Japan  
Tel 072-971-1381 Fax 072-971-1460

(4) Name of administrator in charge of the contact and division which he or she  
belongs:

Yamatogawa river office, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land,  
Infrastructure and Transport, 3-8-33, Kawakita, Fujiideara-city, 583-0001, Japan  
Tel 072-971-1381 Fax 072-971-1460

以 上